

# 農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）**で、**年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

「特例保険料」は、政策支援（下記表1参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。  
また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。

- 次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。  
※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。

【表1】

区分	補助対象者	国庫補助額（ ）は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000 円 (10,000 円)	6,000 円 (14,000 円)
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません）		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000 円 (14,000 円)	4,000 円 (16,000 円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者		—

## ○新規加入者の声



自宅前で夫婦仲良く（剛志さん，京子さん）

末吉町の薄窪剛志さん・京子さん夫妻は、両親と共にタバコ2ha、大根3ha、甘藷8.5ha、水稻50aを経営されています。昨年の3月によりよい農業経営を目指して、家族協定を結びました。そして、これを機に2人も農業者年金に加入されました。加入の理由は、若い時一生懸命働いて、老後は少しでもゆとりのある生活をしたいの思いと、すでに加入されている両親も勧めてくれたということでした。今後は、タバコ作付けを増やして規模拡大し、そして、健康で明るい家族を築けるよう頑張りたいと話されていました。

## ○農業者年金受給者の声



伊達幸夫さん（自宅にて）

末吉町の伊達幸夫さんは、今まで約45年間茶業に携わってこられ、現在も息子さんを中心に奥さんと3人で3.6haのお茶と1haのゆずを栽培されています。農業者年金は、昨年の8月から受給されるようになりました。高齢年金は農業経営を続けながら受給する事ができます。まだまだ元気なので、年金をもらいながら茶業を頑張り、息子さんが安定した農業経営ができるよう支えていきたいと話されていました。